

ウ イ ル ク ス 事 件 始 末

前 谷 和 則

はじめに

I 事件の概要

II 支持者と暴徒

おわりに

はじめに

1760年代は、18世紀イギリス史上の重要な転機である。まず第一に政治的には、ジョージ3世の即位を契機として、それまで「単一政党支配」を謳歌していたホイッグWhigが、政権の座を追われ、以後、ロッキンガムRockingham侯爵の下に、バークEdmund Burkeを理論的イデオログとして、次第に近代的政党としての形態を整えていくこと。⁽¹⁾ 第二に、ウィルクスWilkes事件を契機として、最終的に1832年の第一次選挙法改正

へと結実し、「名誉革命体制」を終わらせる、議会改革運動の端緒が開かれたこと。同時に、ロンドンのシティ City が、従来の伝統的な反政府 (anti-Whig = Tory) 的立場から独自の立場へと移行し、City Radicalism が台頭したこと。⁽²⁾

そして第三に経済政策的には、行政当局による産業・労働政策の転換が挙げられる。即ち、熟練職人たちの、徒弟制度の厳格施行や賃金裁定等を要求する運動に対して、それが産業活動の規制という意味を持つ限り、当局は冷淡に対応し、着実に絶対主義的保護・規制政策から産業の *laissez-faire* (営業の自由) へと政策転換をなすとげ、さらには労働運動の制限へと積極的に乗り出してきたのである。⁽³⁾

I 事件の概要

18世紀のイギリスは、二つの革命を経過して、形式上議会主権が確立され大陸諸国にさきがけて民主的体制が樹立されていたが、しかし、産業革命前夜にあたるこの時代は、対外政策についても内政面においても解決されるべき幾多の課題があった。そして、それらのうち最も根本的なものの一つが議会改革の問題であった。その解決は1832年までもちこされたけれども、その初発的運動は、1760年代のウィルクス事件であった。

John Wilkes は、1725年ロンドンに生まれた。父は Bedfordshire の名家の流れをくむ地主であり、また醸造業も営んでいた。ウィルクスは、オランダの Leyden 大学に学び、帰国後、ロンドン市民で手広く食料品店を営んでいた Meade 家の一人娘と結婚した。彼はその経歴からも、広義のロンドン中流商人層に属し、その意識に立っていたと思われる。⁽⁴⁾ 彼は1757年、61年と Aylesbury 市から下院 (庶民院 House of Commons) 議員

に選出されて、Pittや Temple 伯に近づき、1762年以後は、週刊紙 North Briton を発行して、ジョージ3世と Bute 政府とを激しく攻撃していた。⁽⁵⁾

そして、同紙45号(63年4月23日発行)において、単に七年戦争終結のためのパリ講和条約の予備交渉を攻撃するだけでなく、条約の内容を正当化・支持するために行なわれた、議会開院式における国王の演説をも、まるで国王を嘘つきだと言わんばかりに非難した。⁽⁶⁾ 政府は直ちに、治安妨害の誹謗・中傷と文書誹毀罪 libel のかどで、一般逮捕状 General Warrant を発し、⁽⁷⁾ ウィルクスは Aylesbury 市の議員であったけれども、彼をはじめ印刷者、発行者が逮捕され、ロンドン塔に投獄された。⁽⁸⁾

しかし、この一般逮捕状による逮捕を不法であると主張する民衆の運動と、下院議員の特権とによって、一週間後には民事高等裁判所 Court of Common Pleas の命令で塔から釈放され、Westminster Hall で審理をうけることになった。彼がその日の審理を終えてホールを出ると、「ウィルクスと自由」Wilkes and Liberty と叫ぶ熱狂的な群衆に歓迎された。そして、その叫びは、1763年から74年までの12年間、彼の支持者たちを結集し鼓舞する戦闘的なスローガンとなったのである。その夜 City は、皓々とイルミネーションをともし、家という家の屋上には「45」という数字が輝いた。

ウィルクスは、その後ロンドン陪審 Jury によって、不法な逮捕と彼の個人的な機関紙の押収に対する賠償を受けた。さらに、Pitt と City の市会 Common Council とが公式に彼の行為を弁護したのである。しかし、軽率にも彼は、彼のパトロン Temple 伯の忠告に反して、North Briton 45号を再発行し、加えて、仲間うちで配る目的で、友人 Potter の書いた「婦人論」Essay on Woman という猥褻文書を、無許可で出版したのである。⁽⁹⁾ そして同年11月再逮捕され取り調べを受けた。翌12月、王座裁判所 King's

Benchはこの事件について、全出版物の焼却処分と1千ポンドの罰金刑を言い渡した。⁽¹⁰⁾

12月3日、この日North Briton45号は、両院の命令によって、ロンドン取引所で、絞首刑執行人の手によって焼却されることになっていた。しかし、この異常な事態に集まってきた群衆によって、役人は刑を執行するのを阻止されてしまったのである。彼らは、執行人や下級・上級の区別なく、役人たちに罵詈雑言を浴びせかけ、執行人 Sheriffの一人で、City選出の下院議員である Th.Harleyの馬車の窓も、彼の部下に向かって投げつけられた棒切れによって壊された。それはNorth Britonを焼却するための松明から持ってこられたものであった。Harley自身も前額部に軽傷を受けた。彼は群衆の間に広がった不穏な空気を察知し、市長に危険を報せるために、市庁舎へと急ぎかけつけたが、他の役人たちもまた執行人に従うのが義務であると考え、早々に退却してしまったのである。North Britonは一部焼却されたが、残りは暴徒の手によって、火炎の中から奪回され、彼らはそれを勝ち誇って持ち去ってしまった。そして、夜にはそれをTemple Barで見せびらかし、焚き火がたかれ、一つの大きな長靴Jack Bootが、群衆の歓呼の中、(Buteの代わりに)火炎の中に投げ込まれた。⁽¹¹⁾

一方、ウィルクスは、下院に出頭するよう召喚されたが、身の危険を感じて、裁判官の目を逃れるため、海峡を渡りパリに出奔した。⁽¹²⁾以後4年間にわたる亡命生活が始まるのである。その間、彼は召喚に応じなかったため、1764年下院を追放され、⁽¹³⁾王座裁判所によって法による保護を剥奪された。⁽¹⁴⁾亡命中のウィルクスは、年間1千ポンドの生活費を、野党である Whigから仕送りされて、イタリア各地などをまわり歩いていたが、フランスでつくった借金が大きくかさんで、そのまま留まることができなくなってしまう。⁽¹⁵⁾

1768年3月、遂に彼はロンドンに帰って来たが、国王の赦免が得られなかったため、下院議員の議席を得て、その特権にすがろうと試みた。下院の議席を手に入れば、債権者から身を守ることができるし、また敵意をもっている政府との取り引き力も当然増大するはずであった。彼は法外者 outlaw であったが、自分を City の建具屋カンパニーの自由民メンバーとして登録し、3月16日の City の総選挙に立候補した。⁽¹⁶⁾そして、激しい選挙戦の興奮の中にある City の民衆に向かって訴えたのである。彼は民衆に熱狂的に迎え入れられたが、⁽¹⁷⁾7名の候補者のうち最低得票数で落選した。⁽¹⁸⁾しかし、この時代の総選挙は、各選挙区毎に、投票日がずれていたため、今度は3月28日の Middlesex 州の総選挙に立候補し、自由土地保有者層 freeholders に取り入って目的を達しようとした。彼は、宮廷派の候補者たちを打ち負かし、トップの得票数で下院議員として選出されたのである。⁽¹⁹⁾

彼の勝利は、ロンドンとウェストミンスターの両 City で民衆の歓呼と騒々しい暴動によって歓迎された。そして、それは3月28、29日と2日間も続き、法と秩序はまったく維持することが困難であった。28日の夜、民衆は Brentford から City を通って帰る時に、非常に不穏になった。彼らは通りを東へ西へと駆け回り、全ての家がウィルクスの勝利を祝って、家の明かりを消して灯火をともしよう強要した。そして、それを拒否する Bute 卿などの上流階級の人々や政府支持者たちの家々の窓を打ち壊してまわった。特に反ラディカルの市長 Th. Harley のいる市庁舎の窓は全てこなごなに壊され、被害は総額数百ポンドに達した。また彼らは、Wilkes and Liberty と叫び、それをおうむ返しに繰り返すことを拒否するものは誰でも殴り倒された。この時の暴徒の暴力行為は数え上げたらきりがなく、数名が死亡し、多数のものが負傷した。彼らは、窓や家具を壊すだけでなく、国王自

身をも侮辱した、と同時代の証言は伝えている。⁽²⁰⁾

ウィルクスは希望通り、Middlesex州の選挙に当選したが、いまだ王座裁判所によって法による保護を剥奪されていたので、4月27日逮捕され、St. George's Fieldsにある王座裁判所管轄の監獄に投獄された。⁽²¹⁾しかし、彼自身とラディカリズム運動とにとって、決して時間は浪費されなかった。彼が収容された監獄は規律がゆるかったので、彼は民衆の前に姿をあらわしたり、獄中から政府と下院の大多数のものを相手に長い争いを続けることができたのである。⁽²²⁾

すでに4月27日、彼は多くの友人達の訪問を受け、また、監獄は彼を一目見ようとやってきた多くの群衆によって取り巻かれ、暴動が起きると予想されたが、夜まではまったく平穏であった。しかし、夜になってから、彼らは歩道を囲んでいた柵を引き抜き、それで焚き火をし、近くの住民に家に灯火をともしよう強要した。しかし、百名ほどの軍隊が12時頃到着したので、彼らはみな静かに立ち去った。⁽²³⁾しかし、その後、5月10日までの2週間の間、人々がここにウィルクスを見にやってくることは、絶えず暴動の様相をおびた。そして、それは、軍隊が監獄を取り巻いている群衆に向けて発砲し、最終的に11名が死亡し、12名が負傷した、5月10日のSt. George's Fieldsの大虐殺として知られるようになる血なまぐさい事件で最高潮に達した。この事件は、当局を非常に当惑させ、かつウィルクス運動の側に最初の犠牲者を出したのである。⁽²⁴⁾

この日、新しい議会が開かれたので、ウィルクスが監獄から議会へ行くことを期待し、彼を下院へ運ぶことをもくろんで、群衆が集まってきた。彼らはウィルクスを釈放することを要求し、非常に不穏になった。そのため、騒擾取り締まり令 Riot Actが読み上げられ始めた。しかし、彼らはその間も、石やレンガなどを投げつけ続け、遂に、兵士たちに発砲が命じられた。

たまたま近くを通りかかった数名のものが、不幸にも撃たれて死んだ。また、SouthwarkのBlackman通りの馬屋の主人で、同業組合員liveryであるMr. Allenの息子W.Allenが兵士の一人に追跡され、避難して隠れていた農家の納屋で撃ち殺された。群衆はふくれ上がり、暴動が続いたので、騎兵を含む増援部隊が送られ、暴徒に発砲し続けた。5、6名が即死し、婦人2名を含む約15名が負傷した。婦人のうち1名は、後にSt.Thomas病院で死亡した。⁽²⁵⁾

同日、上院（貴族院House of Lords）の外でも暴動があり、あるものは「ウィルクスと自由」と叫んでいたが、他のあるものは「パンとビールが高すぎる。飢えて死ぬくらいなら、首を絞めてくれたほうがまだ。」と叫んでいた。⁽²⁶⁾ また夜には、暴徒が再び市庁舎の前に集まり、多くの窓を壊したほか、他にも危害を加えた。それ以上の危害から市庁舎を保護するために軍隊が派遣され、市庁舎付近に配置された。⁽²⁷⁾

ウィルクスは、新聞には手紙を、選挙民には声明文を送り、事態を巧みに利用して政府を激しく非難し、それによって政府の威信は著しく傷つけられた。また彼はその間独房で、彼の主要な支持者からの訪問を相次いで受けた。⁽²⁸⁾ そして、彼は彼らの支援をえて、1769年1月2日、まだ一年以上の刑期が残っているのに、不在のままCityのFarringdon Withoutの区wardから市参事会員aldermanに選出され、それ以後Cityの行政機関を征服する仕事に計画的に取りかかった。⁽²⁹⁾

しかし、Radicalism運動にとってより重要なのは、2月20日の権利章典支持者協会The Society of Supporters of the Bill of Rights (SSBR)の設立であった。その設立者の中には、ロンドンにおける最も傑出した人々の何人かがいた。⁽³⁰⁾ 協会の当面の目的はウィルクス問題を解決することであったが、しかし、まもなくラディカルなプログラムを明確にし、請願を

組織し選挙運動を指導し、ウィルクスやラディカリズムに対する支持を City や首都の枠をはるかに越えて動員するという、より重要な仕事を引き受けることになった。⁽³¹⁾

さらに重要なことは、政府に対するラディカルな挑戦の拠点としての City さえしのぐ、Middlesex 選挙に関連して、すぐ後に起こった事件である。1769年2月3日、ウィルクスは下院から二度目の追放を受け、数日後、彼は議員として選出される資格なし、と宣告された。⁽³²⁾ しかし、2月16日、Middlesex 州の自由土地保有者たちは即座に再び彼を、対立候補なしで、選出した。翌17日、下院は予想通り、選挙は無効であると突き返した。3月16日、彼の二度目の対立候補のいない当選もまた、翌17日、再び下院によって無効・取り消しの処分を受けた。⁽³³⁾

この最中に起きた3月22日の請願提出事件は、奇妙な幕間劇である。この日、Middlesex 選挙事件によって引き起こされた首都圏の騒擾を恐れ、これをすみやかに鎮圧するよう要請する内容の請願を携えて、City の大商人たちの馬車が、St.James 宮殿へ向かったが、City を通過する途中、暴徒によって阻止されたのである。彼らは主要な指導者たちに罵詈雑言を浴びせかけ暴行を加えた。そして、泥できたなく汚れ、損傷を受けた数台の馬車だけが宮殿にたどり着くことができたのである。⁽³⁴⁾

四度目の Middlesex 選挙は、3名のものがウィルクスに対抗して立候補したが、実質的には、不在のウィルクスと宮廷派推薦の若き陸軍大佐 Henry L.Luttrell との間の一騎打ちであった。⁽³⁵⁾ そして、4月13日、ウィルクスは Luttrell の 296 票に対して 1143 票の得票で圧勝した。⁽³⁶⁾ しかし、4月15日、下院は、ウィルクスは議員たる資格がないので、その代わりに対立候補の Luttrell 大佐が Middlesex の議員として選出されるべし、と決議した。⁽³⁷⁾ これに対し、4月29日、Middlesex の自由土地保有者たちはこの

不正な決議を不満とする抗議の請願を提出したが、⁽³⁸⁾しかし、5月9日、下院はこれを無視して、Luttrell は正式に国会議員として選出された、とさらに決議をつみかさねたのである。⁽³⁹⁾

このような下院による横暴な、かつ異常な決定に対して、首都圏の境界をはるかに越えて、イギリス国内の世論は憤慨した。たとえどのような法律的厳密さが、それを正当化するために主張されたとしても、それは単に Middlesex の自由土地保有者たちだけでなく、すべての選挙民の選挙権の重大な侵害と思われたのである。そして、議会会期の最後の日、5月9日に、野党のすべてのグループに属する下院議員が出席して、藁葺き屋根亭 Thatched House Tavern で晚餐会が開かれた。そこで、Middlesex 選挙に関する決議に反対して抗議するために、国中の世論を巻き起こすことに関しては、City のリーダーたちとも共同作戦をとることが承認されたのである。⁽⁴⁰⁾ その結果は、1769年から70年にかけて全国を席卷した大請願運動であった。⁽⁴¹⁾

全ての請願は共通して、Luttrell の議席を奪いウィルクスを復職させることによって、Middlesex の選挙民に対してなされた権利の侵害を救済する、という穏便な最低限の要求をもっていた。しかし、ロンドンのラディカルたちはさらに一步を進めた。即ち、ロンドンと Middlesex の請願は、ジョージ3世の大臣たちの行為全般を酷評すると共に、彼らの解任を要求し、また一連の包括的な不平不満を上げたのである。即ち、一般逮捕状による逮捕、人身保護令状 habeas corpus と陪審による裁判の無視、出版の自由の侵害、ウィルクスに対する法の保護の剥奪と投獄、軍隊による平和な市民の殺害、選挙民の選挙権の侵害などである。⁽⁴²⁾

結局、15の州 county から約 38,000 名の自由土地保有者と、12の特権都市 borough, city から約 17,000 名の自由民が請願に署名したが、⁽⁴³⁾し

かし、この運動は全体としてはわずかに限られた成果を収めたにすぎず、下院は、これらの非難にもかかわらず、圧倒的多数で、全ての事件の取り扱いにおいて、彼らは国の法律に従って正しく処理した、と決議してはばからなかったのである。⁽⁴⁴⁾ この下院の、全国からの請願に対する否定的な態度に対抗するために、ロンドンのラディカルたちは国王に直接、諫奏remonstranceするための運動を再び促進したが、しかし、この企ても首都圏以外の地域ではほとんど反響を呼び起こすことはできなかったのである。⁽⁴⁵⁾

その後、ウィルクスと関係する何らかの運動は、1771年の下院議事録出版事件まで小康状態が続いた。⁽⁴⁶⁾ すでに1769年1月2日、ウィルクスはロンドンの市参事会員に選出されていたが、結局、下院に議席が得られないことがわかり、今や市参事会員としてCityの政治へと身を投じたのである。この年、下院議事録の出版をめぐるCityと下院との間に起きた激しい争いに、彼は積極的に活躍した。その争いの最中、ウィルクス派の市長Brass Crosbyが下院によってロンドン塔に投獄され、群衆が議会の前で示威行動を行ない、政府の支持者を襲い、国王自身にも罵詈雑言を浴びせかけたのである。⁽⁴⁷⁾

そしてその後、1774年のウィルクスの市長当選は、Cityで窓打ち壊しの歓呼によって歓迎された。これが事実上、ウィルクス暴動の最後であった。ウィルクスのデマゴグとしての特異な役割は、すでに市参事会員となっ
てから以後、徐々に変質しつつあったのだが、同年12月、遂に彼は下院に再び議席を獲得することができ、明らかにロンドンの「下層の人々」との関係性を失っていった。そして、1779年には、役得の多いロンドン収入役に就任し、その地位は終身とされ、翌80年、Gordon暴動を職権によって鎮圧したことによって、民衆と訣別したのである。⁽⁴⁸⁾

II 支持者と暴徒

ウィルクスの政治的活動の背景にあって、その支持者の中核となったものは、Cityの「中流商人層」middling classと呼ぶべきものであった。ロンドン市自治体の中で、常にウィルクスの勢力の保塁となったものは、Common Hallであり、それはCityの数多くのカンパニーに属する同業組合員livery menによって構成されていた。⁽⁴⁹⁾ ウィルクスが要職について反動化し、彼につき従ってきた民衆が彼から離れていく中において、彼を支持する人々が、次第に「リヴリーの中の向こう見ずではあるが、少数の部分」に制限されていったことは、ウィルクスの地位のよって立つ基盤を象徴的に示すものに他ならない。⁽⁵⁰⁾

当時ロンドンは、その古い境界内 Cityに約15万の人口、そして、Cityに依存している周辺地域を加えれば約70万の人口を有する、即ち、王国の約十分の一の人口を擁する王国内で断然最大の都市、おそらくはヨーロッパで最大の都市であった。⁽⁵¹⁾ City内部には、富と官職を独占する、最も富裕な市民と、当時の人々が「中流商人層」middling classと呼びならわしていたところの大多数の市民との間の、一種の階級闘争的な対立があった。前者は、市参事会員、株式会社の重役、大商人、金融業者などで構成され、後者は、資産量において中程度以下の商人層、具体的には小卸売商人、小売商人、親方職人などで構成されていた。彼らはその数1万2千ないし5千くらいで、生まれや徒弟奉公や買い受けなどによって自由民freemenとなっていた。⁽⁵²⁾ また、彼ら26区wardの自由民地方税納付者 freemen ratepayersは、26名の市参事会員と210名の市会議員とを選出した。しかし、より重要なのは、そのうち約8千人ほどの、当時Cityに65あったカンパニーCompanyに属する同業組合員livery menであった。Common

Hallは彼らリヴリーの自由民liveried freemenだけによって構成され、このCommon Hallだけが、市長、ロンドンとMiddlesexの2名の執行官Sheriff、City選出の4名の下院議員の選挙権を持っていたのである。⁽⁵³⁾

Cityに緊張が高まった時、政治的世論を決定したのは、集会やクラブに群がり集まったこれらの人々であった。すでに18世紀の前半を通じて、彼らは、議会七年会期法撤回の要求、官職保有者及び年金受領者の排除に関する要求、常備軍縮減に関する要求について、市議会やCommon Hallで、居酒屋やコーヒー店で、熱狂的に賛成していた。彼らは現状に不満であり、現状打破をめざしてことごとく「改革」を叫んだのである。1770年3月、Middlesex選挙に関する論争に関連して、Beckford市長がCommon Hallに集まった同業組合員liveryを前にして、彼のいわゆる「政治的信条」を語った時、彼らはそれを熱狂的に支持したのである。曰く、－「あまたの小さなとるに足らぬ腐敗選挙区」、下院における官職保有者や年金受領者、選挙権保有者や被選挙者たちの墮落、これらのものが国家を破滅にみちびいており、そして、これらの病弊を除くためには、年金受領者や官職保有者の数を減ずるべきであるのみならず、国家財政の改善と「より平等な代議制」がとられなければならない、と。かくして、短期議会、官職保有者及び年金受領者の排除、国民のより平等な代議制という三つの議会改革のプログラムは、すでに1760年代に構想されていたのであり、その「改革」の意欲は、1832年議会改革へと継承されたのである。⁽⁵⁴⁾

しかし、ウィルクス支持者の中核をなした人々が、Cityの中流商人層middling class、より狭く言えばlivery menであったとしても、ウィルクス事件に特徴的な騒擾に伴う、破壊活動の直接の担い手、即ち、暴徒の主体は、どのような人々であったのだろうか。

ウィルクス事件は、従来、1832年の第一次選挙法改正までの展望をもつ

議会改革運動の発端として、またイギリス・ラディカリズムの発端として取り扱われてきた。しかし、より詳細にこの事件当時の民衆運動を考察するならば、そこには異なった種類の、即ち、ウィルクス支持者たちの展開した政治的運動、ウィルクス運動 Wilkite movement と、下層民労働者による広汎な労働争議が存在していたことがわかる。そこで、問題は、政治的運動と労働争議との関連如何、前者の、Cityの中流商人層 middling class を中心とした政治的運動であるウィルクス運動と、後者の、下層民労働者の労働争議、特に激しいのは絹織布工 silk weavers と石炭荷揚げ人夫 coal heavers のそれなのだが、それらとの関連を問わなければならない。⁽⁵⁵⁾

これにはすでに、次のような研究史がある。即ち、ウィルクス事件を、議会改革運動という文脈の中で取り扱っている岩間正光氏と、⁽⁵⁶⁾ イギリス・ラディカリズムという流れの中で論じている S. MacCoby とが共に、その理由を異にしながらも、ウィルクス事件に特徴的な騒擾の主たる担い手を、絹織布工に求めているのに対して、⁽⁵⁷⁾ 他方ウィルクス事件を、民衆運動の一形態である都市暴動として分析している G. Rudé と、⁽⁵⁸⁾ ロンドンの都市政治史上、City Radicalism の成立・台頭として取り扱っている L.S. Sutherland とは共に、ウィルクス事件というきわめて政治的な運動 political movement と、絹織布工や石炭荷揚げ人夫たちの労働争議とは、たまたま時を同じくした、何ら直接的関連のない別々の運動である、と考えた方が妥当であると結論しているのである。⁽⁵⁹⁾

まず、事件当時の当局者が、これら労働者の労働争議と、Middlesex 選挙事件によって引き起こされた民衆の政治的活動との間の時期的一致に、単なる偶然以上のものを、即ち、反政府的立場の人々による陰謀を見たのは、避けられないことであった。⁽⁶⁰⁾ そして、後の歴史家たちは一般に、その解釈を受け入れ、これら運動の間にある種の関連があったにちがいないと推

測した。⁽⁶¹⁾ 例えば、ウィルクスの伝記作者R. Postgateは、水夫などの「ウィルクスと自由」という叫びや、当局者の、陰謀があったのではないか、という考えを額面どおりに受け取り、労働者による暴動を、ウィルクス支持者（の扇動者）による仕業であると考え、1768年の労働争議を「政治的ストライキの現われ」outbreak of political strikesと特徴づけている。⁽⁶²⁾

また、MacCobyは、ウィルクス支持者たちが、労働者の経済的困窮を、政治的に巧みに利用したということを否定してはいるが、しかし、政治的混乱と経済的不穏状態との関連を強調している。曰く、－「1768年の驚くべき労働争議の現われは、ウィルクス事件によって引き起こされた政治的興奮から分離しては考えられない社会的な不穏状態である」と。⁽⁶³⁾

また、本邦においては、岩間正光氏がそうである。曰く、－ウィルクス事件に特徴的な騒擾に伴う破壊活動の直接の担い手は、中流商人層ではなかった。この時期のCityには多数の下層民労働者がおり、彼らが暴徒化したことはいうまでもない。中流商人層が破壊活動に全然参加しなかったということはできないが、彼らは下層民労働者の暴徒化に対して甚だ批判的であり、当代の心ある人々は、中流商人層と下層民労働者との間に明瞭な差別感をもっていたのであり、暴徒の少なくとも主要な部分は、中流商人層より「下層の人々」によって構成されていた。下層民労働者は、もとより選挙権はなく、政治意識も低劣で、議会政治の運営の妙味を理解する教養に乏しく、「ウィルクスと自由」や「45号」というスローガンの内容や、さらに議会改革の理念など問うところではなく、その意味を理解できない者さえあったにちがいない。彼らは、生活困難によって日常的におこるさまざまな不満や要求や危機感を、政治的に反映する方法としては、団結による実力行使、それも衝動的な破壊活動に訴えて表明する以外になかった。1760年代の不況と食糧危機という経済事情に発した社会不安が、彼らを暴

徒化させ、衝動的に破壊活動に走らせたのである。ウィルクスは、中流商人層の媒介によって、下層民労働者の窮乏と不満とを察知し、中流商人層と、彼らにそそのかされた下層民暴徒を巧みに操縦して、政治活動を有利にみちびくことができたのである、と。⁽⁶⁴⁾

なるほど、失業や賃金引き下げや労働条件に関して、すでに労働争議にたずさわっていた労働者たちが、その不平不満や気まぐれから、人々の間に広がっていた「ウィルクスと自由」というスローガンによって、容易に扇動され、Hyde Park CornerやBrentfordや St. George's Fieldsに集まった群衆に巻き込まれたかもしれない、ということは確かにありそうである。⁽⁶⁵⁾ 1768年5月、市長 Th. Harley は、事態にすばやく反応し、そのような偶発事件に対処するために、親方職人たちに、その雇職人や徒弟を City の街頭に出さないように、特別な警戒措置を取っている。⁽⁶⁶⁾ しかし、この問題については、これら二つの運動、特に労働者の労働争議をより詳細に検討した後でなければ判断を下せない。

しかし、岩間正光氏は、Horace Walpole の 1768 年 3 月 31 日付書簡の中の次の部分を引用している。即ち、「[3月28日、第1回目の Middlesex 選挙の日の朝5時頃までに] 多数の織物職人の一団 a very large body of Weavers, & c. が Piccadilly に集まり Brentford に至る街路とターンパイクスの付近を占領して交通を遮断した。暴徒は手に手に、No.45 また Wilkes and Liberty と書いた紙片やプラカードを掲げ、とおりにかかった馬車は彼らの暴力で壊された」と。⁽⁶⁷⁾ そして、岩間氏は、この記述を手がかりとして、スピタルフィールズの絹織物職人労働者が、ウィルクスの政治活動の第2期にあっては暴徒の主力をなし、第1期においてもおそらく中核的位置をしめた、と判断しているのである。曰く、—もとより、彼ら織物職人のほかにも暴動に加わった種々の職種の下層民労働者があったこと

は言うまでもない。例えば、石炭荷揚げ人夫、製材工、水夫などがそうであるが、要するにスピタルフィールズ絹織物職人を主とし種々の職種の労働者が騒擾に参加したのだ。七年戦争後のスピタルフィールズのおかれた経済事情は、人々を暴徒化せしめるに十分であったほど窮迫したものであった、と。⁽⁶⁸⁾

また、MacCobyも、ロンドンの民衆が、1768年3月16日 Cityの総選挙で、Wilkesを候補者に採用した時、Spitalfields weaversが表面上はそれを指導した、と言っている。⁽⁶⁹⁾ しかし、織布工に選挙権はないし、また彼らは、Cityではなく Middlesexの out - parishに住んでいるのだから、彼のいうこのweaversとは織元 master weaverのことと思われる。しかし、彼はまた別の個所で、政治的見解と経済的利害が、スピタルフィールズをして、政府反対党のために長期にわたって、しかも容易に街頭の群衆を供給せしめたことは、1763年以後数年間にわたる際立った示威行動によっても示される、とも言っている。⁽⁷⁰⁾

異なる職種の労働者相互の間に横の連係があったかもしれないが、下層民労働者層の労働争議を全体として取り扱えるかどうか、という疑問がある。そこで、分析の対象を、全体としての下層民労働者の広汎な労働争議ではなく、1760年代のスピタルフィールズ絹織布工の労働争議に限定し、その具体的様相に現われたその性格や運動形態を通して、ウィルクス支持者たちの展開した政治的活動と、下層民労働者の労働争議との関連について述べたい。⁽⁷¹⁾

まず、岩間氏が根拠としている Walpole の書簡から検討すれば、彼の目に強く焼き付けられた、それらの人々が本当に Weavers だったのかという疑問が生じる。というのは、直接1768年3月28日のことではないが、1765年5月19日、外国産絹織物の全面的輸入禁止をめぐっての騒ぎの中での出

来事として、Gentleman's Magazineに次のような記述があるからである。即ち、「500人以上の人々が不穩にも集まって、…徒歩や馬に乗って通りかかった人々を侮辱し、その多くのものから金を巻き上げた。彼らは織布工 weavers を装ってはいたが、その中には一人も織布工はいないように思われた」と。⁽⁷²⁾ また同紙は、同年5月17日の暴動においても、織布工と雑多な暴徒 indiscriminate mob とを明瞭に区別している。⁽⁷³⁾ つまり、WalpoleがWeaversであると断定したその根拠が不明である。また仮りに、それらの人々が本当にWeaversであったとしても、彼らが織元 master weavers ではなく、雇職人織布工 journeymen weavers であったと示唆するものは何もない。⁽⁷⁴⁾ まして第1期の場合には、weaversが暴徒の主体であったことを、「明確にすべき史料がない」。⁽⁷⁵⁾

また、織布工の運動形態からみれば、岩間氏は、織布工たちがこの時期に取り組んでいた労働争議の、息の長い地味な運動と、派手ではあるが破壊的でない peaceful な運動とを軽視している。即ち、彼らは、すでに事実上すたれてきた、古いエリザベス期の絶対主義的営業規制諸立法を法的根拠とする、賃金表という制度を回復するため、臨時の委員会を結成し、ストライキ基金を確立し、召喚状、受け取り、脅迫状を送付し、賃金引き下げを行なう織元や、団結に加わらぬ織布工、また割り当てられた寄付金の支払いを拒否するものを威嚇するため、それぞれの家を一軒一軒、個別撃破的に訪れて、cuttingを行なうという、息の長い地味な運動を展開すると同時に、彼らの生活を保護する何らかの救済を求めて、直接議会や国王に請願するため、行列をなして行進し、示威行動を行なうという、派手ではあるが破壊的でない peaceful な運動を展開し、これら二つの方法を主要なものとしていたのである。⁽⁷⁶⁾

確かに、彼らは不況や食糧危機の波にもまれ、その身近かな不満や危機

感を表明し、要求を実現するために団結combineしたが、それは上記の二つの方法をとるためであり、決して衝動的に破壊活動に訴えるのを常としていたわけではない。また、彼らには選挙権はなかったが、しかし、議会開院日に、彼らのために法律を作ってくれるよう請願し、会期の終わりには、それが通過するのを期待して、議会前で示威行動を行なうという、これらの人々の政治意識が低劣であったとは、決していえない。むしろある意味で、政治的に非常に洗練されていたともいえるだろう。ただ、彼らには選挙権がなかったのであるから、その権利を侵害されて憤慨することもなく、またそれをより有効に行使しようと議会改革を叫ぶ必要もなかった。また、織布工たちの行動は常に、彼らの生活に直接関連のある、明確な争点、要求、主張を伴っているにもかかわらず、1763年12月3日から1774年10月8日までのウィルクス暴動・騒擾には、⁽⁷⁷⁾ 特に68年3月28 - 29日の第1回目のMiddlesex選挙事件には、彼らにとっての明確な目標性がない。つまり、中流商人層からの「下層民労働者階級との間に明確な差別感をもっていた」という直接的関連の否定もさることながら、⁽⁷⁸⁾ 織布工の運動形態からみても、それが言えるということである。

また、そもそもWalpole自身、労働争議にたずさわっていた人々を政治的な活動家が扇動したのではないか、という問題に関しては、自家撞着している。即ち、彼は1768年5月12日付書簡で、5月10日の「ウィルクスと何ら関係のない民衆」independent mobsを指摘し、それらの中に、当時織布工と同じく激しい労働争議にたずさわっていた石炭荷揚げ人夫、製材工、水夫を上げているのである。そして、特に水夫たちは、救済を求めて下院に請願した時、国王と議会を祝福し、ウィルクス支持者の群衆を追い払っているのである。⁽⁷⁹⁾

さらに加えて、Rudéが中央刑事裁判所Old Baileyなどの記録を調べた

結果によれば、1763年から74年までのウィルクス暴動において逮捕された64名のうち、その職業が判明している44名の内訳は、gentleman2名、卸売商人3名、小売商人 tradesmen 13名 (weavers2名、製材工 sawyer 1名、等)、⁽⁸⁰⁾ 日雇労働者 labourers4名、賃金労働者22名である。その中には、2名の weavers がいるが、しかし、その中には、1名の雇職人織布工 journeymen weavers もいないように思われる。⁽⁸¹⁾ ということは、ウィルクス支持者の街頭示威行動や暴動において、最も活動的な構成要素をなしたものは、圧倒的に「より下層の人々」the lower orders of the people であったとしても、それらの人々は当時激しい労働争議にたずさわっていた織布工、石炭荷揚げ人夫、水夫などではなかったのである。彼らのそれぞれ独特な経過をたどった、複雑な長期にわたる労働争議は、純粹に経済的要求を貫徹するための、労働者による運動以上の何物でもなかったものであり、そこには、ウィルクス支持者であれ他のいかなるものであれ、彼らによる政治的な指導は見い出しえない。それ故、彼らの労働争議を「政治的ストライキの現われ」と呼ぶべき何ら正当な理由はないのである。

おわりに

「それ [ウィルクス運動] が強力なものとなったのは、首都の未組織の、そして低賃金の手工業労働者層と、悲惨な境遇におかれ品位を失って低い地位に落ちていた諸々の階層が現われて、政治的自覚に達したからであり、そこからこの現象は運動のエネルギーを得たものであると、これまで時々考えられてきたのである。しかしながら、その時期数年間にわたる労働不安は、ミドルセックス選挙の頃最高潮に達し、それに騒擾が続いたのではあったが、ウィルクス支持者の掲げた意志表明とそれら民衆の示威運動と

の間には、ほとんど直接的には関連がなかったと考える間違ではないように思われるし、またいずれにせよ、このような協力者たちの支持をえたとするならば、ウィルクスはかえって、勢力を加えるのを助けられるよりも、むしろ阻まれたことであろう。」⁽⁸²⁾

即ち、ある特殊な状況において、この時期の労働争議はウィルクス事件のような政治運動と溶け込みえたのであるが、一般にこれら二つの運動は、並行してside by side進行した。たまたま同一時期の出来事であるにとどまり、何ら直接的関連をもたず、相互に依存しない、自主独立した運動であったのである。

註

- (1) 青山吉信他編『イギリス史研究入門』山川出版社 1973 187 - 191頁
 J.Brewer, *Party Ideology and Popular Politics at the Accession of George III*, 1976, pp.3-25.
 18世紀イギリスの議会政治については、青木康『議員が選挙区を選ぶ』山川出版社 1997
- (2) 「名誉革命体制」については、松浦高嶺「18世紀のイギリス」『岩講座・世界歴史』第17巻 1970 249 - 287頁
 ウィルクス事件と議会改革運動、ラディカリズムについては、
 J.Cannon, *Parliamentary Reform 1640-1832*, 1973, pp.54 - 73.
 I.R.Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, 1962, pp.25 - 67.
 岩間正光『イギリス議会改革の史的研究』御茶の水書房 1966 149 - 166頁
 L.S.Sutherland, 'The City of London in Eighteenth Century

Politics', in *Essays Presented to Sir Lewis Namier*, 1956 ;
 Do., *The City of London and the Opposition to Government 1768
 1774*, 1959, 邦訳『18世紀政治史上のロンドン』未来社 1969
 S.MacCoby, *English Radicalism 1762 - 1785*, 1955
 G.Rudé, *The Crowd in History*, 1964, pp.55 - 57, 72 - 78 ;
 Do., *Wilkes and Liberty*, 1962, pp.90 - 104.

- (3) 岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』御茶の水書房 増補版
 1970 第3章

S.and B.Webb, *The History of Trade Unionism*, 1894, new ed.1920
 邦訳『労働組合運動の歴史』上巻 日本労働協会 1973 58 - 59頁
 近藤和彦「産業革命前夜の民衆運動（上）」『社会運動史』第2号
 1973 38 - 41頁

- (4) ウィルクスの生涯については、

The Concise Dictionary of National Biography, Part 1, 1903,
 repr. 1969, p.1405.

- (5) North Britonは、1762年6月6日J.WilkesとC.Churchillとを共同編集
 者として発行された。

- (6) *English Historical Document*, ed.D.C.Douglas,X,pp.253 - 256.

Annual Register, 1763, (Appendix to the Chronicle) pp.135 - 147.

「一致の精神spirit of concordに反する傾向を持つあらゆる法的試みは、
 イギリスの国制English Constitutionによって保証された正当な抵抗とみ
 なされるべきである。国王に対して補弼の任にある大臣の腐敗・無気力は
 見るにしのびない。特に平和条約の予備交渉の条項をみると、領土面でも
 漁業権など通商面でも、その失敗は明瞭である。ところが、国民の自由に
 ついての憲法上の番人である議会に、大臣を弾劾する機会是与えられてい

ない。国王は、その演説の中で『経済』 economy という言葉を何度も繰り返しているが、国内消費税の賦課は、国民を侮辱するも甚だしいもので、国民は必ず復讐することを忘れないであろう。今や大臣は、国王大権の不潔な残滓であり、墮落と専制の道具に成り下がった。大臣の権力が消滅しない限り、国内の相剋と摩擦は減じないだろう。国王は一致の精神を強調しているが、国民の間には不和の精神がひろがり、自由の精神 spirit of liberty が燃え上がり、弾圧に対抗するレジスタンスが巻き起こりつつある。自由の度合いは苦悩の重さに反比例する。余は、王国内の誰にもまして、王権を仰ぎ忠誠であろうとしている。しかし、今日の王権が淫売行為と同じ程度の不潔なものに墮落しつつあることはまことに嘆かわしい。国民もまた、特権をもっている。ドライデンの次の巧みな表現は、今も生き生きと我々の心の中に刻み付けられている。『自由こそは、イギリス国民の特権である』(Freedom is English Subject's Prerogative.) と。」

- (7) 「一般逮捕状」とは、国务大臣が公安妨害記事の著作者などを逮捕するため、特定人を指名することなく発行する逮捕状をいう。
- (8) *Gentleman's Magazine*, 1763, pp.200,254 [April 29].
- (9) Pope, *Essay on Man* のパロディである。
- (10) Rudé, *op.cit.*, pp.26 – 31,33.
- (11) *Gent. Mag.*, 1763, p.614.
[Riot on Burning the North Briton at the Royal Exchange]
- (12) *Ibid.*, p.617 [Dec.25].
- (13) Rudé, *op. cit.*, p.35.
- (14) *Gent. Mag.*, 1764, p.543 [Nov.13].
- (15) 岩間『史的研究』153頁
- (16) *Ann. Reg.*, 1768, p.82 [March 16].

- (17) *Gent. Mag.*, 1768, p.140 [March 21].

ウィルクスがGuildhallから帰ってくると、民衆は熱狂的に彼を迎え、彼の馬車から馬をはずし、彼ら自身でそれを引いた。この種の途方もない言動は、他にも行なわれたが、それは民衆の気持ちを十分に示していた。

- (18) *Ann. Reg.*, 1768, p.82 [March 23]. The numbers stood as follow :

The lord mayor (Thomas Harley)	3729	
Sir Robert Ladbroke	3678	
William Beckford, esq.	3402	
Barlow Trecothick, esq.	2957	- 以上 4 名当選。
Sir Richard Glynn	2823	
John Paterson, esq.	1269	
John Wilkes, esq.	1247	

- (19) *Ibid.*, pp.85 - 86 [March 28]. The numbers stood :

John Wilkes, esq.	1292	
George Cooke, esq.	827	- 以上 2 名当選。
Sir W. B. Proctor	802	

- (20) *Gent. Mag.*, 1768, pp.140, 194 ; *Ann. Reg.*, 1768, p.86 [March 28].

[Wilkes election Celebrations' riots]

- (21) *Gent. Mag.*, 1768, p.197.

同年6月18日、ウィルクスは22ヵ月の禁固刑の判決を受け、1770年4月17日に釈放されるまで、ずっと監獄にいた。

- (22) ここで急進主義 Radicalism とは何か、という問題にふれば、それは、1832年の選挙法改正への展望をもつ議会改革を中心とする様々な改革と抵抗の運動という把握の仕方では不十分である。

永井義雄『イギリス急進主義の研究』御茶の水書房 1962 78 - 79 頁

より正確には、「[議院外の]意見の発表を組織化する場合のイニシアティブが、議会における政治グループから議院外の人々のグループに移ったと認めることができる場合においてのみ、民衆の自発的な世論の動きが存在すると確信することができるのである。さらに加え、このような意志の表明に加わっている人々が、既成の秩序や制度に対して批判的態度を次第に強く示し始めた時、そしてその人々の綱領の中に、その批判的態度が明瞭に打ち出されてくる時に、ラディカリズムと呼ぶに相応しいものが成立したとみなすことができるのである。このような状況こそ、ジョージ2世の治世末期にロンドン・シティにおこりはじめ、新王ジョージ3世治世の最初の8年間に勢いを得て、1768年の総選挙とそれに続くミドルセックス選挙論争の際に、首都圏において、全面的に表面化することとなったものにほかならない。」Sutherland邦訳 63 - 64,81頁

(23) *Ann. Reg.*, 1768, p.100. [Riot at King's Bench Prison]

(24) Rudé, *op. cit.*, p.49.

(25) *Gent. Mag.*, 1768, pp.242 - 243 ; *Ann. Reg.*, 1768, p.108.

[Massacre of St.George's Fields]

(26) Rudé, *op. cit.*, p.53. [Riot at House of Lords]

'that bread and beer were too dear & that it was as well to be hanged as starved.'

(27) *Ann.Reg.*, 1768, p.100 [May 11]. [Mansion House riots]

(28) W.Beckford, J.Glynn, John H.Tooke, J.Townsend, J.Sawbridge等。

その他、1768年度中の出来事としては、10月28日のウィルクスの誕生日は、多くの不穏な人々が大挙して主要な通りを練り歩き、灯火をともしていない家々があると、その窓を壊した。

Gent. Mag., 1768, p.539. [Wilkes's birthday celebrations' riot]

また、ウィルクスと同じく Middlesex の議員である G.Cooke が、1768 年 6 月に死んだので、ウィルクス支持者の J.Glynn が W.Proctor と新たに競って議席を獲得した。

Ibid., 1768, p.587 [Dec.14].

- (29) *Ibid.*, 1769, p.50 [Jan.2].

しかし、その有効性についてウィルクスの出獄まで疑問があった。

Rudé, *op.cit.*, p.153.

- (30) 「協会に属するこれらの人々のうち、City の自由市民であったものはほとんどいなかった。しかし、大多数のものは、首都圏に熾烈な関心をもち、シティで職業に従事していた。彼らはきわめて雑多な人々の集団であったが、彼らはいずれも何らかの理由によって、既成秩序に対して不満をいだいていた。ごくわずかの例外をのぞけば、その年齢はむしろ若く、その多くは当時勃興しつつあった知的職業階層に属していた。この知的職業階層は、シティの普通の卸売商人や小売商人の階層と同様に、既成の政治的社会的組織から、ほとんど便益を受けることがなかったのである。そして、少なくとも最初は、彼らの大部分は、ウィルクスの個人としての主張に熱心に加担していたが、基本的には、ミドルセックス選挙事件が提起したより大きな問題に対しては、ウィルクス個人の立場よりもより広い立場において関心をもっていたのである。」 Sutherland 邦訳 80 頁

- (31) Rudé, *op. cit.*, pp.61 – 62.

- (32) *Gent. Mag.*, 1769, p.106.

- (33) Rudé, *op. cit.*, pp.67 – 68.

- (34) *Gent. Mag.*, 1769. pp.165 – 166, 210 ; *Ann. Reg.*, 1769, p.84.

[loyal address riot]

- (35) *Gent. Mag.*, 1769, pp108, 165.

(36) *Ann. Reg.*, 1769, p.89.

(37) Rudé, *op. cit.*, p.70.

‘that Henry Lawes Luttrell Esq. ought to have been returned a member for Middlesex and not John Wilkes Esq.’

(38) *Gent. Mag.*, 1769, p.266.

(39) Rudé, *op. cit.*, p.72.

‘that Henry Lawes Luttrell is duly elected a Knight of the Shire to serve in the present Parliament for the County of Middlesex.’

(40) Sutherland 邦訳 86頁

議会内反対党である Rockingham Whigs と「三兄弟」Pitt (Earl of Chatham)、Temple、Grenville たちは、これまで、ウィルクスと関わり合うことを極端に用心していたのだが、今や闘争に参加し、州や boroughs のそれぞれの支持者を動員した。しかし、彼らはいくまでも、議論を Middlesex 選挙問題だけに限定するよう切望した。

(41) Rudé, *op. cit.*, pp.105 – 134.

大ざっぱに言えば、SSBR は単に、Middlesex、Cities of London & Westminster、Southwark だけでなく、それぞれの個人的な関係 connections を通じて、Surrey、Essex、Wiltshire、Devon、Cornwall、cities of Bristol & Exeter で、Rockingham Whigs は Liverpool や北の諸州、特に Yorkshire で、一方 Chatham 派は Buckinghamshire と Kent でそれぞれの支持者にアピールし、署名を集めた。

詳しくは、*Ibid.*, P.211 Appendix VII ; Brewer, *op.cit.*, P.175.

(42) それに加えて、アメリカ植民地に対する課税と、その失政が非難されている。Rudé, *op. cit.*, p.109.

ウィルクス事件とアメリカ植民地問題については、

P.Langford, 'London and the American Revolution', in J.Stevenson (ed.), *London in the Age of Reform*, 1977.

- (43) これはEngland & Walesの全ての州選挙人の1/3から1/4、全ての選挙権を与えられた都市民の1/5を意味している。

- (44) Rudé, *op. cit.*, p.134.

It was decided that the Commons had acted 'in conformity with the laws of the land.'

- (45) *Ibid.*, P.149.

Cityは1770年3、5、6、11月に、Middlesexは同年3月に、Surreyは6月に諫奏をした。Rockingham Whigs と Chatham派もYorkshireやBuckingham、Kent で同じ試みをしたが、結局彼らには何もできなかった。5月23日、City から出された諫奏を、国王に提出した時、市長Beckfordは、まず国王に対するCityの忠誠を誓い、国王の不興を蒙っていることは、Cityの不幸であることを述べた後、さらにつづけて次のように述べた。

「陛下に対して畏れながら申し上げます。偽りの当て擦りやほのめかしによって、陛下の御仁愛を忠良な臣民一般、特にロンドンのシティから遠ざけるような努力をあえてし、また今後そのように企てるものは誰でも、陛下御自身および御家族に対する敵であり、公共の平和を乱すものであり、名誉革命によって成立したわれわれの幸福な憲法を裏切るものであります。」

Sutherland 邦訳 58 - 59頁

- (46) Rudé, *op. cit.*, pp.149, 155.

- (47) Sutherland 邦訳 94頁

- (48) Rudé, *op. cit.*, pp.162, 170 - 171, 191 - 192. 'No Lord Mayor, No King!'

- (49) Sutherland 邦訳 77 - 78 頁
 (50) 同40 - 41 頁, 岩間『史的研究』163 頁
 (51) Sutherland 邦訳 12 - 13 頁

当時首都圏は5つの行政区に及んだ。

即ち、Cities of London and Westminster,
 counties of Middlesex and Surrey,
 Bourough of Southwark である。

- (52) この対立を強めるものとして2つの特殊な理由が存在した。まず「第一に、1725年、ウォルポールは、ロンドン選挙法London Election Actにおいて、市会Common Councilに対する『市参事会員拒否権』Aldermanic Vetoの伝統的な優位性を法制化することによって認め、シティの寡頭支配的党派の側に政府を立たせたのであった。そして、ペラムが21年後に、その法令の中の関連条項を撤回したけれども、それまでの間に、甚だしい恨みが蓄積されたのであった。第二には、『金融業者』以外の人々は、政府の借款に対して出金予約を引き受けるという方法によって金融業者の人々の手に入った利益に関して、甚だしく妬む気持ちを持っていた。彼らもすべて参加することのできる『自由な出金予約制度』open - subscriptionをやかましく求めたのであった。」同15, 64 - 65 頁
- (53) City of Londonは3つの機関をもっていた。第一に、市長と、26区の自由民納税者によって選出された終身の、市長以外の25名の市参事会員とによって構成される市参事会Court of Alderman。第二に、上記のメンバーと、同様に選出された210名の市会議員Councilmenとによって構成された市会Common Council。第三に、Cityの65のCompaniesのlivery men 同業組合員によってのみ構成されるCommon Hallである。

G.Rudé, *Hanoverian London 1714-1808*, 1971, pp.120 - 125.

- (54) Sutherland 邦訳 61, 64 - 65, 84頁
- (55) Rudé, *The Crowd in History*, 1964, pp.55 - 57, 72 - 78 ;
Do., *Wilkes and Liberty*, 1962, pp.90 - 104.
- (56) 岩間『史的研究』167 - 184頁
同「ウィルクス騒擾における階級構造」『宮城教育大学紀要』第12巻1977
17 - 27頁
- (57) MacCoby, *op. cit.*, pp.88, 453, 458.
- (58) Rudé, *op. cit.*, pp.98 - 104.
- (59) Sutherland 邦訳 77頁
- (60) Rudé, *op. cit.*, pp.90 - 91.
e.g.the Duke of Grafton commenting in his Autobiograh.
- (61) W.J.Shelton, *English Hunger and Industrial Disorders*, 1973, p.159.
- (62) Rudé, *op. cit.*, p.91. citing R.Postgate, *That Devil Wilkes*, 1930,
2nd ed. 1956, p.181.
- (63) MacCoby, p.458.
'the remarkable outburst of industrial unrest in 1768, an unrest
not altogether to be dissociated from the political excitements
of the year on the score of Wilkes.'
- (64) 岩間『史的研究』163, 168, 179 - 180, 182 - 183頁
同「階級構造」12, 18, 21 - 22頁
- (65) Rudé, *op. cit.*, p.104.
Grafton contending that the 'discontents' and unruliness of
workers engaged in industrial disputes 'led them to join often,
in numbers, those mobs which the consequences of the elections
for Middlesex frequently produced'.

(66) *Ibid.*, p.90. [1768 May 11 – 13]

(67) Horace Walpole's Letters, 1768 March 31, to Horace Mann.

'By five in the morning a very large body of Weavers, & c., took possession of Piccadilly, and the roads and turnpikes leading to Brentford, and would suffer nobody to pass without blue cockades, and papers inscribed "No. 45, Wilkes and Liberty." They tore to pieces the coaches of Sir W. Beauchamp Proctor, and Mr. Cooke, the other candidates...'

(68) 岩間『史的研究』172 – 173, 179, 182 – 183頁
同「階級構造」21 – 23頁

(69) MacCoby, p.88.

'the London mob promptly adopted him as their candidate, the Spitalfields weavers apparently taking the lead'.

(70) *Ibid.*, p.453.

'But that economic interests as well as political prejudices played some part in Spitalfields's long and ready supply of street – mobs to Opposition is suggested by some of the silk-trade's more striking demonstrations in the years immediately following 1763.'

(71) Rudé, *op. cit.*, p.90.

(72) *Gent. Mag.*, 1765,p.245.

'Upwards of 500 fellows assembled in a riotous manner..., and insulted several persons, both on foot and horseback, passing by, from many of whom they extorted money; they pretended to be weavers, but it appeared at length that no weavers were among them.'

- (73) *Ibid.*, pp.244 – 245.

'In their return home, the house of Mr.Carr and Co. on Luagate Hill, mercers, was beset, the windows broke, and other damage done, but whether by the weavers, or an indiscriminate mob is not quite certain... The pretence for this outrage was, that the partner were encouragers of the importation of foreign silks.'

- (74) Rudé, *op. cit.*, p.103.

- (75) 岩間『史的研究』172頁

- (76) 拙稿「スピタルフィールズ絹織布工の世界」『朝日大学教職課程センター研究報告』第7号 1997

- (77) Rudé, *op. cit.*, pp.220 – 223. Appendix XI

- (78) 岩間「階級構造」22頁

- (79) Walpole's Letters, 1768 May 12, to H. Mann.

'We have independent mobs, that have nothing to do with Wilkes, and who only take advantage of so favourable a season. The dearness of provisions incites, the hope of increase of wages allures, and drink puts them in motion. The coal-heavers began, and it is well it is not a hard frost, for they have stopped all coals coming to Town. The sawyers rose too, and at last the sailors, who have committed great outrages in merchant ships, and prevented them from sailing... The last mob, however, took an extraordinary turn; for many thousand sailors came to petition the Parliament yesterday, but in the most respectful and peaceable manner; desired only to have their grievances examined; if reasonable, redressed; if not reasonable, they would

be satisfied. Being told that their flags and colours, with which they paraded, were illegal, they cast them away. Nor was this all : they declared for the King and Parliament, and beat and drove away Wilkes's mob.'

(80) Rudé, *op. cit.*, pp.220 - 223.

(81) *Ibid.*, pp.103 - 104, 183.

(82) Sutherland 邦訳 77頁